

令和3年

4月

April

# Monthly Report



日本酒

佐賀県には23の蔵元があり、伝統の技を受け継ぎながら地域に根付いた酒を造っています。

●お問い合わせ/佐賀県酒造組合 TEL.0952-24-3201

## CONTENTS

- SGトピックス
  - ・佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金の貸付実行期限について
  - ・伴走支援型特別保証制度の取扱い開始について
  - ・事業承継特別保証制度
    - 第1号 金融機関インタビュー
  - ・令和3年度の業務統括部の担当地区が決まりました
- 保証動向
  - 金融機関別保証状況
  - 業種別保証状況
  - 制度別保証状況
  - 市町別保証状況
  - 金融機関店舗別保証承諾ベスト50
  - 金融機関店舗別保証債務残高ベスト50
  - 保証債務平均残高伸長率ランキング

## 佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金の貸付実行期限について

佐賀県新型コロナウイルス感染症対応資金の申込み受付は、令和3年3月31日をもって終了しました。また、本制度は令和3年5月31日(月)までに貸付実行されたものが対象となっています。つきましては、下記期限までに貸付実行の完了をお願いします。

なお、貸付実行が完了できない場合は、信用保証書の効力が失効しますのでご注意ください。

貸付実行期限 **令和3年5月31日(月)**

## 伴走支援型特別保証制度の取扱い開始について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営行動に係る計画を策定された中小企業・小規模事業者の方を対象として、4月1日から取扱いを開始しました。

なお、詳細については、業務統括部までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けられている中小企業・小規模事業者の方へ

# 伴走支援型特別保証制度



令和3年度  
限定保証制度  
受付期間  
令和3年4月1日  
令和4年3月31日

**ポイント1**  
**継続的な支援が受けられます**  
金融機関から経営行動計画の策定支援や借入後のアドバイスなど継続的に受けることができます。

**ポイント2**  
**経営者保証の免除**  
一定の条件を満たせば「経営者保証」を免除することができます。

**ポイント3**  
**一律0.2%の保証料!**  
保証料は、国から一部補助され一律0.2%になります。通常の0.85%に0.65%、経営者保証免除の1.05%に0.85%が各々で補助されます。  
※ただし、借入利息に対する補助はありません。

**ポイント4**  
**業況報告が必要です**  
本制度をご利用の方は、金融機関に業況の報告(四半期毎に最長5事業年度)が必要となります。

SAGA GUARANTEE  
佐賀県信用保証協会 <https://www.saga-cgc.or.jp>  
《保証1課》TEL.0952-24-4342 《保証2課》TEL.0952-24-4343 《経営支援課》TEL.0952-24-4350

## 伴走支援型特別保証制度の概要

保証対象	<p>次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。</p> <p>(1)中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(特別小口保険を除く。)</p> <p>(2)保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等減少率が15%以上のものに限る。)(特別小口保険を除く。)</p> <p>(3)保険法第2条第6項の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(特別小口保険、危機関連保証制度要綱を適用しない。)</p>
保証限度額	4,000万円
対象資金	経営の安定に必要な事業資金
保証割合	保証対象(1)および(3)については100% 保証対象(2)については責任共有制度対象
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間5年以内)
信用保証料率	0.85%(国が0.65%を補助) ※経営者保証免除対応の場合は1.05%(国が0.85%を補助) ただし、条件変更に伴う追加信用保証料は本人負担
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	原則代表者以外徴求しない (経営者保証免除対応の場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない)
貸付形式	証書貸付または手形貸付
貸付利率	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由
添付資料	<p>(1)セーフティネット保証の認定書(4号、5号)、危機関連保証の認定書</p> <p>(2)経営行動計画書</p> <p>(3)経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応の場合)</p>
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日保証協会申込受付分 ただし、保証対象(3)は経済産業大臣が定めた期間内に融資実行したものの

佐賀県信用保証協会

業務統括部

保証一課

TEL 0952-24-4342

保証二課

TEL 0952-24-4343

経営支援課

TEL 0952-24-4350

FAX 0952-24-5698

事業承継特別保証制度 第1号 金融機関インタビュー

# 事業承継特別保証制度の 取組状況

当協会が推進する事業承継特別保証制度（以下「本制度」といいます。）の第1号案件に取り組んでいた佐賀信用金庫西支店久保支店長、ご担当の田畑さん及び佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターの志岐経営者保証コーディネーター（以下「志岐Co」といいます。）にお話しを伺いました。



佐賀信用金庫西支店 久保支店長(右)と担当の田畑さん

## 当協会

昨年度、本制度の第1号案件に取り組んでいただきありがとうございました。

まずは、本制度をご利用いただいたお客様の事業承継の取組み状況などをご紹介します。

## 佐賀信金

従業員数15名で建設業と不動産業（不動産売買業）を営んでいるお客様です。

以前から、ご長女に承継されると伺っていたところ、昨年10月に2年後を目途に代表権を譲るため株式譲渡等の手続きなどについて相談を受けました。そこで、事業承継の専門支援機関である佐賀県事業承継ネットワーク事務局（現、佐賀県事業承継・引継ぎ支援センター）にご案内しました。

また、後継者のご長女は、様々なセミナーに参加されるなど、事業の将来についてしっかりした考えをお持ちの方と知っていましたので、メインバンクとして協力できることを模索していました。

## 当協会

承継準備のご相談を受けていたお客様であり、本制度のご利用が最適と思われた訳ですね。

ところで、貴店はどのようにして本制度のことを知りましたか。

## 佐賀信金

本制度が開始される時に、本部から通達を受けていましたが、正直、認知度は低かったです。しかし、令和2年12月に当金庫の内部研修会で、志岐Coから経営者保証ガイドライン及びその特則を、信用保証協会から本制度の内容や申込手続きなどを説明いただいたことで、事業承継時における経営者保証のあり方について体系的に理解することができました。

## 当協会

貴金庫の研修会では、活発な質疑応答などで意見交換をさせていただきましてありがとうございました。そのような

中で、貴金庫では本制度についてどのような取組み方針または態勢で臨まれましたか。

### 佐賀信金

事業承継問題は当金庫でも喫緊の課題と位置付けています。今回の案件のように事業承継時における経営者保証にお悩みのお客様の声を少なからず耳にしています。

そのような中、お客様支援の一環として本制度に積極的に取り組む方針を持っていました。また、県内での本制度利用は未だないと聞き、「当金庫より第1号を」を合言葉に本部が対象先をリストアップし、営業店が絞り込みを行い、担当者が個別交渉にあたりました。



### 当協会

その合言葉が実現されたわけですが、実際に本制度を取り扱ってみてのご感想をお聞かせください。

### 佐賀信金

お客様からは、大変感謝をいただき、やり甲斐を感じましたが、ハードル(資格要件)が高い保証制度と思いましたが、ただ、志岐Coから本制度に対するアドバイスや必要書類についてサポートしていただきましたので手続き自体はスムーズに進みました。

本制度は、三者(信用保証協会、経営者保証コーディネーター、金融機関)の連携を図りながら取り組むことが、スムーズな案件対応となる最大のポイントだと思いました。



### 当協会

最後に、志岐Coから本制度についてメッセージをお願いします。

### 志岐Co

事業承継における経営者保証の存在は、円滑な事業承継を目指す経営者、後継者双方にとって大きな足

かせになりかねない問題です。

令和2年4月から取扱開始した本制度は、今後事業承継を予定されている法人や、令和2年1月以降に事業承継を実施した法人で、一定の要件を満たせば新旧経営者ともに保証不要であるだけでなく、プロパー借入金の借替えもできる保証制度です。また、経営者保証コーディネーターの確認を受ければ保証料が大幅に軽減されます。

佐賀信用金庫では、経営者保証について深い理解のもと本部・営業店の皆様が積極的に取り組んでいただき、承継前に全ての借入が無保証人となりました。事業者様は佐賀信用金庫の対応にたいへん感謝され、益々信頼が増されたことから、これからも良いお取引が続いていくものと思います。

また、保証協会とは密に相談する体制を整えていただいています。案件の手続きなどご不明の点がありましたら、詳しく説明しますのでお気軽にお問合せください。

佐賀県事業承継・引継ぎ支援センター  
佐賀商工ビル6階  
TEL.0952(27)7071



志岐経営者保証コーディネーター

お忙しい中ありがとうございました。これからも県内中小企業のスムーズな事業承継が実現できますよう本制度の積極的な取り組みをお願いいたします。

## 令和3年度の業務統括部の担当地区が決まりました

業 務 統 括 部	部 長	次 長	課 長		役職 担当者	担当地区	役職 担当者	担当地区	
	小林 満喜	伊東 秀幸	保証一課 0952 (24)4342	山田 学	課長代理 鬼崎 剛彦	佐賀市	調査役 原 哲信	鳥栖市、小城市、 三養基郡、多久市、 神崎市、杵島郡、 神埼郡	
					調査役 福田 愛		生方 早佑		
					吉田 博美				
			保証二課 0952 (24)4343	津村 博昭	課長代理 吉岡 典洋	唐津市、東松浦郡、 鹿島市、藤津郡	課長代理 谷口 順子	武雄市、嬉野市、 伊万里市、西松浦郡	
					江島 壮大		調査役 重松 稚宏		
		西村恭司郎	経営支援課 0952 (24)4350	山本 毅	◆再生支援・経営支援・創業支援関係				
					審査役 淵 賢治	(再生・経営支援) 佐賀市 (創業支援) 県内全域			
					課長代理 鶴橋 三行	(再生・経営支援) 鳥栖市、三養基郡、神崎市、神埼郡、小城市、武雄市、 杵島郡、鹿島市、嬉野市、藤津郡			
課長代理 波多野真也					(再生・経営支援) 唐津市、東松浦郡、伊万里市、西松浦郡、多久市				
中島 浩貴	(再生・経営支援) 佐賀市 (創業支援) 佐賀市を除く県内全域								
◆創業支援、期中管理・代位弁済・信用保険関係									
課長代理 大庭みゆき	(期中管理・代位弁済) 佐賀市、多久市、武雄市、杵島郡、小城市								
調査役 島松 朋美	(期中管理・代位弁済) 唐津市、東松浦郡、伊万里市、鹿島市、西松浦郡、 嬉野市、藤津郡								
川原 友美	(創業支援) 佐賀市 (期中管理・代位弁済) 鳥栖市、三養基郡、神崎市、神埼郡								
古賀 清	管理課 0952 (24)4344	小林 隆樹	課長代理 中村 吉伸	県内全域(旧サービスー関連) 唐津市、東松浦郡					
			課長代理 山下 隆弘	伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡、杵島郡、 藤津郡					
			調査役 廣松 裕史	佐賀市、鳥栖市、神崎市、神埼郡、小城市、多久市、 三養基郡					

※業務統括部 FAX 0952(24)5698

